

令和4年2月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 7号)	
第2期久喜市スポーツ推進計画(案)の概要	1
(議案第 8号)	
久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱の一部改正に伴う 新旧対照表	5
(議案第 9号)	
久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部改正に伴う新 旧対照表	10

第2期久喜市スポーツ推進計画（案）の概要

1 計画の目的

少子・高齢化など社会構造や生活環境の大きな変化の中で、健康の維持やコミュニティの形成などの面において、スポーツの果たす役割はますます重要性を増してきております。

平成29年3月に策定した「久喜市スポーツ推進計画」の計画期間が令和3年度をもって満了することを受け、引き続き、スポーツへの多様な関わり方を通じて、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えていくため、第2期久喜市スポーツ推進計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度まで（5か年計画）

3 根拠法令

スポーツ基本法第10条第1項

4 第2期スポーツ振興計画におけるスポーツの概念

(1) 本計画における「スポーツ」に含まれるもの

スポーツ基本法の考え方を踏まえ、本計画ではいわゆる競技としてのスポーツだけでなく、健康増進のために行う運動やレクリエーション活動、さらに日常生活の中での通勤・通学や、仕事・家事の合間の簡単な運動なども幅広く「スポーツ」に含むものとしています。

(2) 様々なスポーツとの関わり方

「する」「みる」「ささえる」スポーツなどの関わり方に加え、共生社会を見据えて、誰もが参加しやすいよう状況に応じてルールなどを見直す活動をする「つくる・はぐくむ」スポーツといった視点を新たに加え、全ての人々が様々な形でスポーツに関わることでスポーツの楽しさ、価値を共有できることが望ましいという観点から施策を検討しています。

5 久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言について

世代を問わずすべての市民が運動やスポーツを中心とした健康づくりに取り組み、活気あふれる久喜市の創造を目指す決意と方針を明文化したものです。

本計画では、このような都市宣言の理念を踏まえ、できる限り多くの市民を運動やスポーツに巻き込み、協働の仕組みも踏まえながら市全体で「笑顔あふれる躍動するまち」を実現していけるよう、取組を進めます。

6 スポーツ推進計画とSDGs

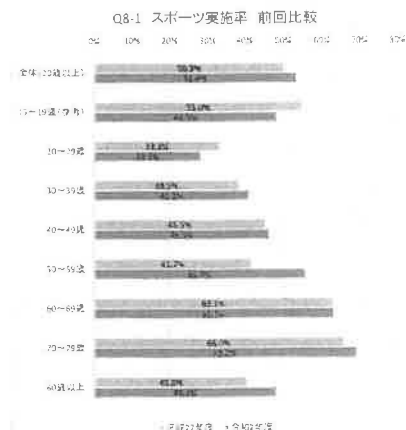
令和3年7月に策定した「久喜市SDGs取組方針」に基づき、それぞれの施策を通じて、SDGsの理念に基づく持続可能なまちづくりの一端を担います。

7 本市のスポーツの主な現状と課題

(1) 市民の週1回以上のスポーツ実施率

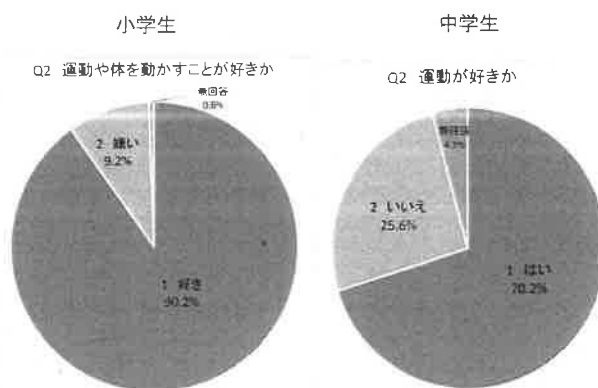
アンケート調査の結果から、週1回以上スポーツを実施している市民は53.4%で、平成27年度と比較して3.1ポイント増加していますが、前期計画で目標としていた65%には届きませんでした。30代から50代は前回より改善しており、10代、20代が前回を下回っています。

また、運動をしなかった方の理由としては、「年をとったから」「忙しくて時間がないから」「機会がなかった」などが多くありました。



(2) 児童生徒のスポーツ実施状況

小学生については、90.2%の児童が「外で遊んだり、体を動かすことが好き」と回答しています。これに対し、中学生については、70.2%の生徒が「運動が好き」と回答しています。



(3) スポーツ施設の利用状況

基調としては利用者数が増加していますが、今後人口減少社会が進行する影響などから、厳しい状況が見込まれます。

公共スポーツ施設・学校開放施設利用者数(令和2(2020)年度)

施設名	利用者数(人)
黒瀬温泉プール	20,465
宮宮温泉プール	22,827
宮宮体育センター	21,664
宮宮運動広場	11,958
南瀬橋スポーツ広場	18,573
樋1丁目テニスコート	2,722
泉徳日Gゴルフセンター	33,451
徳合運動公園	224,383
寺田運動グラウンド	22,307
寺田公園テニスコート	3,860
藤下蔵地グラウンド	14,577
あやめ公園	2,918
ふれあい広場	10,511
所瀬橋近隣公園テニスコート	15,169
萩田運動公園テニスコート	9,963
沼井公園テニスコート	8,201
青盛公園テニスコート	22,624
青盛公園野球場	21,766
清久公園野球場	6,435
黒瀬運動公園	4,880
【公共スポーツ施設合計】	499,874
学校開放施設	117,147

(4) 市民アンケートなどからみえる久喜市の主な課題

- ① スポーツ実施率に関しては、軽度の運動もスポーツに含まれることや、日常生活の中で仕事や家事などの合間の時間に取り組めるような運動の情報などについて効果的に発信する方法を検討する必要があります。
- ② 体力向上に偏り過ぎることなく、子どもの運動体験が生涯スポーツへとつながるよう、学校生活や家庭、地域で楽しく体を動かし、スポーツに親しめる環境づくりをする必要があります。
- ③ スポーツを行う場に関しては、スポーツ施設や学校体育施設開放事業などの利用方法についてより多くの市民が利用できるような方策を検討し、また状況により適切な施設整備を研究する必要があります。

8 基本理念

第1期計画に引き続き基本理念を維持し、久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言の趣旨も踏まえ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」、さらに新たな視点としての「つくる・はぐくむ」といった多様なスポーツへの関わり方を通して、市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる「生涯スポーツ推進のまち・久喜市」を目指します。

いつでも・どこでも・だれでも・いつまでもスポーツを
生涯スポーツ推進のまち・久喜市

9 基本目標

基本目標1 スポーツ活動の推進

成人の週1回以上のスポーツ実施率

現状値 53.4% → 目標値 65.0%
(令和2年度)

基本目標2 学校等における体育・スポーツ活動の充実

運動・スポーツが好きな児童生徒の割合

現状値 小学校 90.2% → 目標値 小学校 95.0%
中学校 70.2% 中学校 85.0%
(令和2年度)

基本目標3 豊かなスポーツライフを支える環境づくり

学校開放施設利用者数

現状値 171,956人 → 目標値 190,000人以上
(令和元年度)

公共スポーツ施設利用者数

現状値 925,145人 → 目標値 1,000,000人以上
(令和元年度)

10 施策と主な取組

基本目標1 スポーツ活動の推進

- ・ 地区体育祭や久喜マラソン大会、くき健康ウォークなど、誰もが体力や年齢に応じて参加できるイベントを開催するとともに、充実に努めます。
- ・ スポーツを始めるきっかけづくりとして、動画や Zoom を使用したオンラインイベントなども含め、誰もが気軽に楽しめ、市民ニーズに応じたスポーツイベントの実施に取り組みます。
- ・ 発信力があり、地域活性化につながるスポーツイベントが市内で開催されるよう、民間企業とも協力しながら目指します。
- ・ 障がいの有無にかかわらず気軽に参加できるスポーツイベントを実施し、また民間団体の実施するイベントについてはこれを支援します。

基本目標2 学校等における体育・スポーツ活動の充実

- ・ 遊びを通じて楽しく体を動かすことから運動に親しみをもたせ、運動が好きな子どもの割合が増えるよう取り組みます。
- ・ 体力向上推進委員会を中心に、児童生徒の体力に係る課題解決に向けた指導の工夫と改善に努めます。
- ・ 部活動を取り巻く環境の変化を踏まえながら部活動の充実を図るため、民間のスポーツ資源の活用を進めます。

基本目標3 豊かなスポーツライフを支える環境づくり

- ・ 既存の施設を適切に維持管理し、より多くの方が利用できるよう、運用を工夫しながら有効に活用します。
- ・ 効果を見極めた上でスポーツ施設の新設も検討し、民間企業のノウハウも活用しながら、スポーツ活動の場の充実に努めます。
- ・ 市民の多様なスポーツニーズに応えるため、スポーツ団体等を支援し、またスポーツ指導者に関する人材バンクの設置について検討します。
- ・ 市民がよりスポーツの情報にアクセスしやすいよう、動画や SNS、Zoom を始めとするオンラインなどの手法を用い、スポーツ情報の積極的な発信に努めます。

11 計画の推進体制・進行管理

(1) 計画の推進体制

効率的・効果的な計画の推進に向けて、スポーツ推進に関わる、市民・家庭・地域・スポーツ団体・民間企業等・学校等・市それぞれの役割を記述しており、協働によるスポーツ推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

P D C A サイクルを適切に実施し、計画の進行管理と点検を行います。

<p>(実績報告)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) <u>第4条</u>の補助対象経費以外に支出したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第6条関係</u>)</p> <p>略</p> <p>様式第2号 (<u>第7条関係</u>)</p> <p>略</p> <p>様式第3号 (<u>第8条関係</u>)</p> <p>略</p>	<p>(実績報告)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) <u>第3条</u>の補助対象経費以外に支出したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第5条関係</u>)</p> <p>略</p> <p>様式第2号 (<u>第6条関係</u>)</p> <p>略</p> <p>様式第3号 (<u>第7条関係</u>)</p> <p>略</p>
--	---

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市長 あて</p> <p>申請者 所在地 名称 設置者</p> <p>久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金の交付を受けたいので、久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p>なお、申請に当たっては、市が市税の納付状況等を確認することに同意します。</p> <p>記</p> <p>1 補助金交付申請額 金 円</p> <p>※ 350,000円を限度とし、次の式により算出してください。ただし、1,000円未満は増数を切り捨てること。</p> <p>施設整備費等×1/2</p>	<p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市長 あて</p> <p>申請者 所在地 名称 設置者</p> <p>久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金の交付を受けたいので、久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 補助金交付申請額 金 円</p> <p>※ 350,000円を限度とし、次の式により算出してください。ただし、1,000円未満は増数を切り捨てること。</p> <p>施設整備費等×1/2</p>

一部を改正する告示 (案)	現行告示 (旧)
<p>様式第2号(第7条関係)</p> <p>久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金については、下記のとおり決定したので久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p> <p>配</p>	<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>久喜市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金については、下記のとおり決定したので久喜市私立幼稚園施設整備費等補助金交付要綱第6条の規定により通知します。</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p> <p>配</p>

一部を改正する告示（案）

様式第3号(第8条関係)

事業完了報告書

名称	
所在地	
設置者	
施設整備等 内容	
施設整備費	円
整備・施工 期	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	1 工事費等内訳書(写し) 2 領収書(写し) 3 施設整備後の写真

現行告示（旧）

様式第3号(第7条関係)

事業完了報告書

名称	
所在地	
設置者	
施設整備等 内容	
施設整備費	円
整備・施工 期	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	1 工事費等内訳書(写し) 2 領収書(写し) 3 施設整備後の写真

久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示(案)	現行告示(旧)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 私立幼稚園 _____ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する私立幼稚園をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助対象)</p> <p>第3条 <u>補助金の交付の対象となる幼稚園は、次に掲げる要件を全て満たす幼稚園とする。</u></p> <p>(1) <u>市内に所在する私立幼稚園であること。</u></p> <p>(2) <u>市税を滞納していないこと。</u></p> <p>(補助額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 略</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>市長は、前項の審査に当たり、申請者の同意の上、市税の納付状況等を確認するものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 私立幼稚園 <u>市内に設置される学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する私立幼稚園をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(補助額)</p> <p>第3条 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第5条 略</p>

<p>(実績報告)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) <u>第4条</u>の補助対象経費以外に支出したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第5条関係</u>)</p> <p>略</p> <p>様式第2号 (<u>第6条関係</u>)</p> <p>略</p> <p>様式第3号 (<u>第7条関係</u>)</p> <p>略</p>	<p>(実績報告)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) <u>第3条</u>の補助対象経費以外に支出したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第4条関係</u>)</p> <p>略</p> <p>様式第2号 (<u>第5条関係</u>)</p> <p>略</p> <p>様式第3号 (<u>第6条関係</u>)</p> <p>略</p>
---	---

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第11号(第5条関係)</p> <p>私立幼稚園児童健康診断補助金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市長 あて</p> <p>申請者 所在地 名 称 設置者</p> <p>久喜市私立幼稚園児童健康診断補助金の交付を受けたいので、久喜市私立幼稚園児童健康診断補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。 なお、申請に当たっては、市が市税の納付状況等を確認することに同意します。</p> <p>記</p> <p>1 補助金交付申請額 金 円</p> <p>2 事業に要する経費 金 円</p>	<p>様式第11号(第4条関係)</p> <p>私立幼稚園児童健康診断補助金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市長 あて</p> <p>申請者 所在地 名 称 設置者</p> <p>久喜市私立幼稚園児童健康診断補助金の交付を受けたいので、久喜市私立幼稚園児童健康診断補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 補助金交付申請額 金 円</p> <p>2 事業に要する経費 金 円</p>

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>私立幼稚園児健康診断補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市長 団</p> <p>年 月 日付けで申請のありました久喜市私立幼稚園児健康診断補助金 については、下記のとおり決定したので久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱第 6条の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p>	<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p>私立幼稚園児健康診断補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>久喜市長 団</p> <p>年 月 日付けで申請のありました久喜市私立幼稚園児健康診断補助金 については、下記のとおり決定したので久喜市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱第 5条の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>補助金交付決定額 金 円</p>

一部を改正する告示 (案)

様式第3号(第7条関係)

私立幼稚園児健康診断完了報告書			
名 設 置 者 氏 名	称 名		
許 (認) 可 年 月 日	許 令 番 号		
開 設 年 月 日	経 過 年 数		
園 児 数	定 員	人 / 現在数 (5月1日現在)	
内 科	実 施 日	年 月 日	
	内 科 医	(名 称)	(所 在 地)
歯 科	実 施 日	年 月 日	
	歯 科 医	(名 称)	(所 在 地)
添 付 書 類	内科・歯科医師に支払った領収書 (写し)		

現行告示 (旧)

様式第3号(第6条関係)

私立幼稚園児健康診断完了報告書			
名 設 置 者 氏 名	称 名		
許 (認) 可 年 月 日	許 令 番 号		
開 設 年 月 日	経 過 年 数		
園 児 数	定 員	人 / 現在数 (5月1日現在)	
内 科	実 施 日	年 月 日	
	内 科 医	(名 称)	(所 在 地)
歯 科	実 施 日	年 月 日	
	歯 科 医	(名 称)	(所 在 地)
添 付 書 類	内科・歯科医師に支払った領収書 (写し)		